

「ほのぼの」シリーズ
障害者総合支援法対応システム
システム担当者 様



システム開発本部 開発第1部 部長 五十嵐 悠太

【お知らせ】 施設入所支援の重度障害者支援加算について 事業者設定マスタの機能を改修いたします

拝啓 平素より「ほのぼの」シリーズをご愛顧いただきまして厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、下記の通り厚生労働省より事務連絡として「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について（その6）」が発出されました。これに伴い、ほのぼのmore 請求管理システムの事業者設定マスタについて、以下の機能改修を行います。お手数お掛けいたしますが、下記詳細をご確認いただき、ご対応のほど、よろしく願いいたします。

末筆ながら、貴事業所の一層のご隆盛をお祈り申し上げます。

敬具

記

【対象の事業種別】

施設入所支援

【本改修の背景】

令和6年8月29日に発出された「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について（その6）」 No.1 への対応となります。

訂正後	訂正前
⑤重度障害者支援加算の取扱いについて ～中略～ 養に限る。)を必要とする者とする。 なお、 <u>重度障害者支援加算(I)</u> を算定している指定障害者支援施設等において、 <u>重度障害者支援加算(II)</u> 及び <u>重度障害者支援加算(III)</u> は算定できないものであること。	⑤重度障害者支援加算の取扱いについて ～中略～ 養に限る。)を必要とする者とする。

【今後の対応について】

2024年10月版（10月下旬を予定）のバージョンアップにて、以下の対応を予定しております。

- ・【請求管理システム】→ [ツール] メニュー → [事業者設定マスタ] の「重度障害者支援体制」について、「I+II、III」・「I（重）+II、III」をリストに表示させないようにいたします。
- ・「I+II、III」が設定されている場合には「I」に、「I（重）+II、III」が設定されている場合には「I（重）」に自動で変更いたします。

※バージョンアップ後の手順につきましては、2024年10月版の設定ポイント集をご確認ください。

【バージョンアップまでの対応について】

大変お手数お掛けいたしますが、バージョンアップまで以下の手順にて対応をお願いいたします。

1. 【請求管理システム】→ [ツール] メニュー→ [事業者設定マスタ] から画面を開き、事業所の体制に合わせて「重度障害者支援体制」に「I」・「I（重）」・「II、III」のいずれかを指定して保存します。
2. 1. を実施後、[サービス] ボタンをクリックして [サービス費適用マスタ] を開き、[自動適用] ボタンをクリック後に保存を行い、画面を閉じます。

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上